

令和3年第8回栗山町議会臨時会会議録

令和3年10月15日 午後1時00分開会

1、出席議員は次のとおりである。

1番	藤	本	光	行	君
2番	大	西	勝	博	君
3番	友	成	克	司	君
4番	佐	藤	則	男	君
5番	土	井	道	子	君
6番	佐	藤		功	君
7番	千	葉	清	己	君
8番	三	田	源	幸	君
9番	齊	藤	義	崇	君
10番	置	田	武	司	君
11番	鈴	木	千	逸	君
12番	鵜	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事務局	長	小	南	治	朗
事務局	主幹	中	野	真	里

4、地方自治法第121条第1項の規定による説明員は次のとおりである。

町	長	佐々木	学	君	
副町	長	三浦	匠	君	
総務課長兼選挙管理委員会書記長兼					
新型コロナウイルス対策室	長	中野	和広	君	
まちづくり総括兼経営企画課	長	橋場	謙吾	君	
福祉総括兼福祉課	長	森	英幸	君	
建設総括兼建設課	長	片山	伸治	君	
産業総括兼産業振興課	長	高間	嘉之	君	
ブランド推進課	長	高田	宏明	君	
教	育	長	吉田	政和	君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

①会務報告

②監査報告

議案第68号 栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

議案第69号 栗山町議会定例会条例の一部を改正する条例

議案第70号 栗山町議会会議規則の一部を改正する規則

議案第71号 栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり定足数に達しておりますので、ただいまから令和 3 年第 8 回栗山町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1 番、藤本議員、2 番、大西議員のご両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鵜川和彦君） 日程第 2、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。会期につきましては、本日 1 日でよろしいのではないかと思います。会期を本日 1 日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。会務報告につきましては事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（小南治朗君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、議案第 6 8 号栗山町議会基本条例の一部を改正する条例、ほか 3 件であります。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、総括、各課所長並びに教育委員会教育長及び同教育長の委任を受けた

教育総括、課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

さきの定例会報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鵜川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎議案第68号から議案第71号

○議長（鵜川和彦君） ここでお諮りをいたします。日程第4、議案第68号 栗山町議会基本条例の一部改正する条例、日程第5、議案第69号 栗山町議会定例会条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第70号 栗山町議会会議規則の一部を改正する規則、日程第7、議案第71号 栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題に供し、提案理由の説明を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、議案第68号から議案第71号を一括議題に供し、提案理由の説明を求めます。9番齊藤議員。

〔9番 齊藤義崇君登壇〕

○9番（齊藤義崇君） 議案第68号栗山町議会基本条例の一部を改正する条例、議案第69号栗山町議会定例会条例の一部を改正する条例、議案第70号栗山町議会会議規則の一部を改正する規則、議案第71号栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

本案の提出者は、私齊藤義崇、賛成議員は佐藤功議員であります。

今回の改正は、議会が主体的かつ機動的に活動が行えるよう、導入の検討を進めてまいりました通年議会及び文書質問について、速やかな運用にむけて議案第68号ほか3議案につきまして提案するものであります。

なお、お手元に新旧対照表をお配りしておりますので、ご参照ください。

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明いたします。

第2条は文言の整理であります。

第2条の2は、通年議会について追加をするものであります。

第5条第2項は一般質問の主旨を規定するもので、同条第3項は、文書質問について追加をするものであります。

第 1 1 条第 2 項は議会改革推進会議の規定で、第 2 8 条第 1 項に規定していた見直し規定を第 1 1 条で規定するものであります。

第 2 1 条第 2 項は災害時の対応の規定で、災害等が発生した場合における議会の対応に必要な事項を栗山町議会業務継続計画において定めるよう改めるものであります。

第 2 3 条第 1 項から第 3 項は議員報酬の規定で、文言の整理であります。

第 2 7 条は見直し手続の規定で、第 1 1 条の議会改革推進会議で行うよう改めるものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので令和 3 年 1 2 月 1 日から施行するものであります。

次に、栗山町議会定例会条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明いたします。

本則中の定例会の回数を年 4 回から年 1 回に改正するものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので令和 4 年 1 月 1 日から施行するものであります。

次に、栗山町議会会議規則の一部を改正する規則の主な改正内容についてご説明いたします。

第 5 条は会期の規定で、定例会の会期について改めるものであります。

第 6 条は会議の種類等の規定で、通年議会にすることにより、定例的に開く会議を定例会議、緊急に開く会議を臨時会議と規定するものであります。

第 6 2 条の 2 は文書質問の規定について追加するものです。

第 1 0 6 条は禁煙の規定で、健康増進法第 2 8 条第 5 号により議場は敷地内禁煙に該当する役場庁舎内にあることから、削除するものであります。

第 1 0 7 条の 2 から第 1 0 7 条の 5 は、議場内における印刷物等の配布、情報通信端末機の使用、携帯電話の持ち込み、撮影、録音及び録画の禁止について追加するものであります。

第 1 2 4 条の 2 は、会議録の配布、第 1 2 4 条の 3 は会議録に掲載しない事項について追加するものであります。

第 1 2 6 条は議会報告会等から、全員協議会等に文言を改めるものであります。

附則第 1 項につきましては、施行日を定めたもので令和 3 年 1 2 月 1 日から施行するものであります。附則第 2 項につきましては、経過措置を定めたもので、この規則による改正後の栗山町議会会議規則第 5 条の規定は、令和 3 年に限り、同条中、5 月に初めて招集された日とあるのは 1 2 月に初めて招集された日と読み替えるものであります。

次に、栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明いたします。

第7条第4項は文言の整理で、同条第6項は通年議会にすることにより、但し書きを削除するものであります。

第12条は委員長、副委員長及び委員の辞任の規定で、但し書きを削除するものであります。

第13条の2は、開催の特例として、通年議会導入により委員会機能を強化することを目的にオンライン会議を開催できるよう追加するものであります。

第26条及び第31条は文言の整理であります。

第32条は記録の規定で、会議の記録に委員長の署名又は記名押印することに改めるものであります。

附則については、施行日を定めたもので、令和3年12月1日から施行するものであります。

それで、少しわかりやすくお伝えいたしますが、本案を進める手段として、単純に議会の機能を強化する、議会の体裁を良くするものではございません。また、行政に対する監視、監督機能だけを強化するものでもございません。質疑の量と質を高めて、通年に議会が活動できることで、必ず今よりもより良い行政サービスの向上とそのことから生まれる栗山町民の益が必ずこれからも守られると私は確信しております。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） ただいま、提案理由の説明を終えたところですが、議案第68号から議案第71号までの4件につきましては、さきに協議いたしましたとおり議会運営委員会に付託の上、審査をしていただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議がないようですので、議案第68号から議案第71号までの4件につきましては、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、審査につきましては、閉会中に実施をしていただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議がないようですので、閉会中に審査をしていただくことに決定をいたしました。

◎閉会の宣言

○議長（鶴川和彦君） 以上で提案された案件の審議が終了いたしましたので、閉

会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君）　ご異議がないようですので、これをもちまして、令和３年第８回栗山町議会臨時会を閉会いたします。

閉会　午後１時１３分